

## 政策討論会 全体会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 29 年 9 月 21 日（木）

午後 3 時 50 分 開会

午後 4 時 37 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席議員（25 名）

|     |           |
|-----|-----------|
| 議 長 | 大 城 政 利   |
| 議 員 | 宮 城 克     |
| 議 員 | 宮 城 司     |
| 議 員 | 知 念 秀 明   |
| 議 員 | 伊 佐 哲 雄   |
| 議 員 | 桃 原 朗     |
| 議 員 | 濱 元 朝 晴   |
| 議 員 | 佐 喜 真 進   |
| 議 員 | 屋 良 千 枝 美 |
| 議 員 | 桃 原 功     |
| 議 員 | 島 勝 政     |
| 議 員 | 岸 本 一 徳   |
| 議 員 | 知 念 吉 男   |

|       |           |
|-------|-----------|
| 副 議 長 | 上 地 安 之   |
| 議 員   | 石 川 慶     |
| 議 員   | 山 城 康 弘   |
| 議 員   | 玉 城 健 一 郎 |
| 議 員   | 米 須 清 正   |
| 議 員   | 知 名 康 司   |
| 議 員   | 呉 屋 等     |
| 議 員   | 比 嘉 憲 康   |
| 議 員   | 宮 城 勝 子   |
| 議 員   | 平 良 眞 一   |
| 議 員   | 伊 波 一 男   |
| 議 員   | 我 如 古 盛 英 |

○ 欠席議員（0 名）

○ 説 明 員（0 名）

○ 議会事務局職員出席者（6 名）

|      |           |
|------|-----------|
| 局 長  | 東 川 上 芳 光 |
| 議事係長 | 中 村 誠     |
| 議事係  | 渡 嘉 敷 眞   |

|     |           |
|-----|-----------|
| 課 長 | 多 和 田 眞 満 |
| 議事係 | 伊 佐 眞 也   |
| 議事係 | 棚 原 裕 貴   |

○ 協議案件

1. 市長への政策提言及び市民からの意見に対する回答について

# 政策討論会 全体会（要旨）

平成 29 年 9 月 21 日（木）

○大城政利 議長 ただいまから政策討論会全体会を開会いたします。

（開会時刻 午後 3 時 50 分）

## 【協議案件】

### 市長への政策提言及び市民からの意見に対する回答について

（これまでの経過及び今後の流れを説明）

○議会事務局 去る 5 月 16 日から 19 日の 4 日間に渡る市民との意見交換会では、102 名の参加者から、53 件の意見をいただいた。意見については、総務分科会へ 11 件、福祉教育分科会へ 8 件、経済建設分科会へ 21 件、議会運営委員会へ 5 件、広報広聴委員会へ 8 件を割り振り、7 月から 8 月の 2 カ月間に渡りそれぞれ調査、協議が行われ「政策提言」12 件、「申し送り」12 件、「継続協議」0 件、「参考」14 件、「その他」15 件に結論づけがなされている。本日の全体会では、3 分科会、議会運営委員会、広報広聴委員会による回答（案）を決定していただきたい。全体会での決定後、市議会ホームページや議会だよりを通して市民の皆様へ回答するとともに、「政策提言 9 件」「申し送り 12 件」については、提言書等として定例会最終日の 9 月 28 日に市長への手交を予定している。

（各分科会委員長からの補足説明）

○平良眞一 総務分科会委員長 資料 3 の 1 番と 6 番と 10 番については市長への提言に加え、議会としても意見書を作成し、防衛局へ直接要請する方向で分科会において決定している。同意見書案を資料として添付しており、本日決定いただければ、本会議最終日で議決し、その後、防衛局へ直接要請してまいりたい。

○比嘉憲康 福祉教育分科会委員長 本分科会では資料 3 の 35 番について、意見書を提出することで決定している。資料 5-1 及び 5-2 として意見書案を添付している。皆様のご賛同がいただければ本会議で提案してまいりたい。

○呉屋等 経済建設分科会委員長 本分科会においては 21 件の意見について、現場視察も含め 3 日間協議を行った。資料 2 の 3 番から 6 番の 4 件について政策提言してまいりたい。また、5 番の「排水施設上部への街灯設置」について、当該場所はボックスカルバート上ではあるが、市民の安心・安全を守るためにも街灯設置が急務

であるということから今回の政策提言に盛り込んでいる。

○宮城司 議会運営委員長 本委員会では5件の意見を協議し、参考意見4件、その他1件として決定した。

○石川慶 広報広聴委員長 本委員会には8件の意見があり、そのほとんどが「議会報告及び市民との意見交換会」の運営に関する内容であった。今後ともより多くの方が参加いただけるような方向性で協議を進めてきた。その中には「議会報告が市長の行政報告のようである」といった意見もあり、今後は議会での審議や議論の状況がよりわかるような資料づくりをお願いしたい。また「市議会議員へ関心を高めるためにアンケートを実施していただきたい」といった意見もあり、次期改選後、4年に1回程度はアンケートの実施も検討してまいりたい。

#### (質疑応答)

○伊佐哲雄 議員 政策提言にある「排水施設上部への街灯設置」について、我々は現場視察も行っているのですぐに理解できるが、「街灯がなく夜間は危険であるため」といっても、初めて読む方にはどうして危険なのかが伝わらない。「側溝に蓋がなく危険である」という文言を追加すべきではないか。

○呉屋等 経済建設分科会委員長 当該箇所は雨水を流すためのボックスカルバートであり市道でも歩道でもない。ただし周辺住民の利便性を考慮の上、人が歩けるような形状となっている。市当局としても本来人が歩く道ではないことから街灯の整備や側溝に蓋をすることはしないとのことであるが、そこに落ちる危険性も考慮の上、街灯を設置していただきたいとの趣旨である。

○我如古盛英 議員 政策提言における「自治会加入促進に向けた条例制定」について、市民の皆さんからは加入率を上げてほしい等の意見があり、具体的に条例制定までは取り上げていなかったと記憶している。市としても宅建業者等と協定を締結し一生懸命取り組んでいる。その取り組み結果を見てから、担当部や議員でも詳細に調査した上で、それでも必要とのことであれば、それからの条例制定でもよいのではないか。分科会における議論の経緯をお聞きしたい。

○呉屋等 経済建設分科会委員長 市民の皆さんからは職員やPTAに関する事など、それぞれの意見があり、個々の意見への対応状況については確認している。さまざまな取り組みが行われているが、加入率の減少が止まらない。そのため点を線で結ぶ必要性からの提言である。昨年の中体連の全会中でも議会による条例制定を提言したが、それについては同意が得られず、市当局においても一つの方法として条例制定を検討すべきということ提言に盛り込んでいる。

○我如古盛英 議員 分科会における議論状況は理解できた。自治会加入促進に向け

どのような取り組みがよいかはそれぞれの意見があると思う。私たち会派も意見があり一般質問も行っている。23 行政区ある中で、加入率が高いところも、低いところもある。もっと基礎的な調査を行ってからでもよいのではないか。

○**呉屋等 経済建設分科会委員長** そのとおりと考えている。条例制定は急にできるものではなく、条例制定を検討する上で初めて調査が動き出すものと考えており、その取り組みのきっかけとしてこのような提案に至っている。

○**岸本一徳 議員** 自治会加入促進条例の制定に関して、経済建設常任委員会では当事者である自治会長会との意見交換もなされたものと思うが、その内容を我々は聞いていない。当事者である自治会長会は当該条例に対して賛成しているのか。

○**呉屋等 経済建設分科会委員長** 以前に市中央公民館において我々市議会と自治会長会で意見交換を行った。その中で条例制定の件については私の方から質問をさせていただいた。

○**岸本一徳 議員** そこで終わっており、自治会長会としてどのような見解か私は聞いていない。投げっぱなしではなくキャッチボールをするべきである。むしろ政策をつくっていく協議会のような組織を議会と自治会長会でつくるべきではないか。

○**呉屋等 経済建設分科会委員長** 昨年にそのような話をしており、意見交換をするためには条例が必要との意見があった。ただし強引に進めるものではなく、議会としては1年待つという結論に至っており、そうであれば市当局に投げかけを行い、市ができないということであれば再度議会で引き取ろうというものであり、このような提言となっている。

○**知念吉男 議員** 当該提言は「条例をつくっていただきたい」とする表現になっている。条例をつくるというよりも、今なぜ自治会加入が進まないのかといったことを勉強し、宜野湾市に移り住んでくる方が全員、自治会へ加入していただけるような雰囲気づくりをすべきである。条例をつくれればそうなるかという、そうはならないと考えており、もう少し煮詰めてから条例制定の提言でもよいのではないか。そういう意味でも提言の文案は改めていただきたい。

また、資料5-1の意見書案について、趣旨には賛同するが、本文の上から3行は国が言っているような表現となっており、改めるべきではないか。

○**比嘉憲康 福祉教育分科会委員長** そのような意見であれば、当該3行は削除してもよいものと思うが、提案者の意見も確認したい。

○**玉城健一郎 議員** 削除してもよい。また、資料5-2の意見書案の中にも同様な表現が入っており、当該部分の6行も合わせて削除すべきと考える。

○**比嘉憲康 福祉教育分科会委員長** そのように改めた上で提案してまいりたい。

○**呉屋等 経済建設分科会委員長** 提言等については全会一致が原則であることから、

自治会に関する部分についても岸本議員と知念議員の意見を踏まえ、「条例制定」という文言を削除し、「自治会加入促進に向けた取り組みについて」と改めるということではいかがか。

(異議なし)

○上地安之 議員 意見書の日程はどのようになっているか。

○議会事務局 定例会最終日の9月28日の冒頭を予定している。

○大城政利 議長 今回の3件の意見書については定例会最終日にて議事を進めることとしてよいか。

(異議なし)

○大城政利 議長 この場で全議員の了承を得ているので、改めて議会運営委員会は開催せずに進めてまいりたい。

○岸本一徳 議員 この政策討論会全体会は全議員が出席することもあり、記録を取るにしても、議場で行ったほうがよいのではないか。各分科会長は執行部席に座ることではよいのではないか。

○大城政利 議長 提案は嬉しいが、本会議は議案審議をする場であり基本は踏まえるべきである。本件については、第三常任委員会室でよいと思うがいかがか。

(異議なし)

### 【協議結果】

政策提言及び市民への回答案について、協議のとおり決定する。

---

○大城政利 議長 以上をもちまして、本日の政策討論会全体会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時37分)